

南橋町内会ホームページに関するガイドライン

1. この文書の目的

この文書は南橋町内会ホームページ(以下 HP と略記する)について定める。

この文書の改廃は役員会が決定する。

2. HP の目的

町内会は従来回覧板によって町内会に関する情報の周知を行なってきたが、回覧板に加え、もう一つの手段としてインターネットを利用し、町内会情報を町内会員に対して発信することを目的とする。(町内会員でなくても HP を見ることは出来る。)

会員の親睦をより深め、町内会をより身近に感じてもらえるよう、公開性、速報性、情報の蓄積性などインターネットの特性を生かした広報活動をする。

HP は広報部が主体となって運用する。

3. HP に掲載する記事

HP には次に記事を掲載する。

a. 町内会からのお知らせ

行事案内

会議通知

各部からのお知らせ

b. 町内会としての記録

行事の結果

会議議事録(総会に限る)

回覧資料

c. 町内会資料

会則

マニュアル

地図(組区分図、標高図)

d. 町内のニュース

4. HP に掲載してはいけないもの

個人または団体の宣伝。

政治活動や宗教活動に属するもの。

個人や町内会を誹謗、中傷するもの。

外部から掲載依頼があっても、町内会に直接関係ないもの(現在の回覧と同じ)。

5. HP 審査委員会

HP 審査委員会は掲載記事がこのガイドラインに適合しているかどうかを審査する組織である。

掲載された記事がこのガイドラインに適合しないと判断した場合、委員個人の判断で記事を削除する権限を有する。

HP 審査委員会は会長、総務部長、および役員会で承認した会員で構成する。

6. HP 委員会

HP 委員会は HP を作成・運用する組織である。HP 委員会の委員長は広報部長とする。

HP 委員会には次の機能がある。

a. HP の管理

南橘町内会 HP の親ページである「鶺鴒沼ポータル」の運営者と連絡を取り、HP が正常に運営できるよう措置するため、HP 管理者を置く。HP の管理者は役員会が承認する。

b. HP の記事作成

HP の作成するときは記事がこのガイドラインに適合するよう、注意して記事を作成する。

HP 委員以外が作成した記事も含めて、HP 委員会は記事が HP に適合するよう記事を短縮したり、適切な表現に改めたりすることがある。

c. HP へ記事の掲載

HP に記事を掲載するときは、(1) 記事がガイドラインに適合していることをチェックし、(2) まず限定された担当者 (HP 委員、HP 審査委員) だけが閲覧できるように掲載し、担当者に通知する、(3) 一定期間内に後、審査委員の了承を得てから、(4) 一般公開する。という手順とする。

7. HP の安全性

HP にウイルスを持ち込むことがないように、リンクは、自治体など公的機関の HP に限定する。

8. 個人情報の扱い

記事には個人が特定できる情報 (氏名、住所、電話番号、顔写真、所属など) は掲載しない。名前は承認を得た場合を除き、姓のみとし、名は掲載しない。

イベントなどの写真を掲載する場合、あらかじめ掲載することの承認を得る。さらに写真の人を特定できる氏名は掲載しない。ただし、その個人を紹介するのが目的の記事においては、その限りではない。